



# いばらき

## 農業委員会だより

令和2年4月  
(創刊昭和50年11月)  
第173号

編集・発行  
茨木市農業委員会  
茨木市駅前三丁目8番13号  
Tel620-1677(事務局)



**指定受付の対象及び受付期間**  
今回特定生産緑地指定受付の対象となる生産緑地及び受付期間は次のとおりです。  
【対象】 令和4年から令和5年に指定

茨木市では、本年4月から、特定生産緑地指定の受付を開始します。  
対象となるのは、市街化区域内で生産緑地地区の指定を受けている農地です。

特定生産緑地としての指定を受けるかどうかは任意ですが、生産緑地として指定を受けてから30年が経過すると、指定を受けることができなくなりますのでご注意ください。

なお、平成4年に生産緑地指定を受けた方は令和4年で指定後30年が経過するため、特定生産緑地の指定を希望される方は令和3年までに指定を受けていただく必要があります。

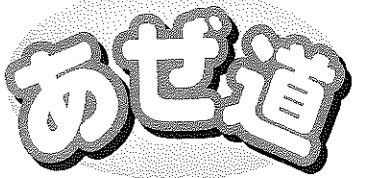
### 特定生産緑地制度とは

指定後30年が経過した生産緑地は、いつでも理由のない買取申出が可能となりますが、新たに相続税納税猶予制度等の適用が認められず、固定資産税も5年間で段階的に引き上げられることとなります。

そこで、税制特例措置の適用期間と理由のない買取申出の開始時期を10年間延長する「特定生産緑地制度」が創設されました。  
なお、茨木市では令和4年に約9割の生産緑地が指定後30年を迎えます。

### 特定生産緑地指定の受付を4月から開始

該当者には案内及び申請書類を郵送します



## 「地域の振興」と「地域農業のあり方」

農地利用最適化推進委員

中西 壽 男

昨今、米中の貿易摩擦や英国のEU離脱、WTOの機能不全等が問題化し、不透明感とともに保護主義への回帰傾向が台頭する中、2国間FTA、EPAに止まらず、既に発効したTPP11、日欧EPAをはじめRCEP(東アジア地域包括的経済連携)、FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)など自由貿易、関税軽減・撤廃、知的財産権保護等多岐にわたる分野での戦略的な多国間通商交渉が報じられ、農業の成長産業化、競争力強化も喧しく言われています。農業を取り巻く環境が、一層厳しいものとなることは不可避と予想されます。

このような状況下、石河地区とその周辺では、安威川ダム建設及び周辺整備、新名神高速道路とアクセス道路建設、彩都東部中央東地区の区画整理(茨木北テクノタウン開発)などが佳境を迎えており、環境変化とともに地域が変貌していく中で、地域の振興・発展への期待が膨らんでいます。

安威川ダム関連事業として着工した盛土による石河土地改良区の圃場整備も、大岩工区(農地約15ha)にあつては紆余曲折を経て、令和3年春の営農再開が予定されるに至っています。

大岩の農地は、大半が圃場整備区域内にあり、10数年の休耕期間を余儀なくされたことから、農業従事者の高齢化・後継者不足はもとより、農業機械・設備等の更新など多くの課題を抱える事態となっています。

10月に改良区組合員の意向確認アンケートを実施したところ、「自ら営農再開は困難であり受け手があれば貸したい」との内容が一定読み取れるものとなりました。  
同年12月以降は、少人数の営農再開検討チーム会議(チームメンバー8人のほか石河土地改良区、府、市、JA茨木市等)に検討の場を移し、アンケート結果をベースに様々な検討を試みてまいりました。  
平成30年3月には検討状況の報告会を開催し、「受け手への農地集積の方向でチーム会議において検討継続」を諮り承認を得ることができました。  
同年11月から12月には、個別に検討内容の進捗状況報告、意向再確認、意見聴取を実施しました。  
さらに、平成31年3月にも報告会を開催し、「営農再開のあり方及び今後の進め方」と「受け手の法人化に向けた準備」の承認をいただき、その後も進捗に応じて個別に検討状況報告、意向再確認、意見聴取を重ねました。  
今後は、一般社団法人大阪府みどり公社(農地中間管理機構)が農地

中間管理事業の推進に関する法律等に基づいて行う事業(利用権設定)の活用も含め、法人設立に向けて機械、設備や各種計数の精査、法人の組織形態、諸規定、事業計画、人員計画、資金計画、収支計画など詳細な設計が必要であります。関係各位には、今日までの感謝とともに一層のご支援をお願い申し上げる次第です。  
最後に、一種の恐怖感すら覚える深刻な少子高齢化の進行に直面する現下にあつて、大岩においては、前述しました地域の変貌を将来の発展に繋げることが、最も重要なテーマと考えます。  
農業に関しては、従前に比して格段に優良な農地が近く誕生する見通しであることから、家族農業による営農再開を漫然と期待するだけでなく、次世代以降の発展的持続可能性を見据えた組織農業の実現をめざす中で、タイトルとさせていただきました「地域の振興」と「地域農業のあり方」の探求に向けて、甚だ微力ですが真摯に取り組んでまいりたいと考えています。

### 特定生産緑地に関する説明会を開催

農業委員会及び茨木市農業協同組合の共催により、特定生産緑地制度の概要並びに指定手続に関する説明会を開催します。制度等詳しくお知りになりたい方はぜひご出席ください。

**日時** 令和2年5月25日(月) 午後2時~4時  
**場所** 市役所南館10階大会議室



て、いつでも買取申出の手続が可能となりますが、固定資産税や相続税に関する税制特例措置が受けられなくなります。  
※現在受けている納税猶予は継続されますが、次の相続では納税猶予を受けられません。  
**Q5 特定生産緑地指定の受付期限はいつになりますか。また期限を過ぎた場合はどうなりますか。**  
**A5** 令和2年指定分の受付は令和2年8月31日を期限とします。9月以降に受付したものは令和3年以降の指定となります。なお、平成4年に生産緑地の指定を受けた

方は、令和3年までに指定を受けていただく必要があります。  
※生産緑地の指定から30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けられなくなりますのでご注意ください。  
**Q6 自分の所有している生産緑地がいつ指定されたのかわかりません。何から始めればよいですか。**  
**A6** 生産緑地制度の内容に関するご相談など、ご不明な点は都市政策課にお問い合わせください。申請に関する問合せ先 都市政策課 (TEL 620-11660、市役所南館5階)

### 特定生産緑地制度に関するQ&A

**Q1 特定生産緑地の指定は必ず受けないといけないのですか。**  
**A1** 指定を受けるかどうかは任意ですが、生産緑地の指定から30年が経過すると、特定生産緑地の指定を受けることができません。ご家族や関係する方々と相談のうえご判断ください。  
**Q2 特定生産緑地の指定を受けるかどうかはありますか。また、受けるメリットはありますか。**  
**A2** 特定生産緑地の指定を受けると、生産緑地指定から30年が経過する日から原則10年間、生産緑地

と同様、農業を続けていただく必要がある一方で、固定資産税の軽減措置や相続税の納税猶予など、農地の保有や相続におけるメリットがあります。  
**Q3 特定生産緑地の指定は何年間継続しますか。**  
**A3** 生産緑地の指定から30年が経過した日から10年間継続します。以降は10年ごとに更新ができます。  
**Q4 特定生産緑地の指定を受けずに指定から30年が経過するかどうかはありますか。**  
**A4** 30年が経過した生産緑地として

後30年を迎える生産緑地(平成4年から平成5年に指定された生産緑地)  
**【受付期間】** 令和2年指定分は令和2年4月13日~8月31日  
※受付期間以降に提出された方は、令和3年以降の指定となります。  
**【申請書類を郵送】**  
指定受付の対象となる方には、本件に関する案内を4月から順次郵送

しますので、特定生産緑地として指定を受ける意向のある方は、同封されている申請書類に記入し、必要書類と併せて都市政策課に提出してください。  
また、4月から受付に関する内容を市ホームページにも掲載しますが、不明な点などありましたら、都市政策課までご相談ください。  
問合せ先 都市政策課 (TEL 620-11660、市役所南館5階)

### 特定生産緑地の指定受付対象

生産緑地指定日	特定生産緑地指定受付	備考
平成4年	8月18日 11月30日	○ 受付期間 令和2年4月13日(月)~8月31日(月)(令和2年指定分) ・受付期間以降に提出された方は令和3年以降の特定生産緑地の指定となります。 ・生産緑地地区の指定年が平成4年のものは令和3年まで、平成5年のものは令和4年まで(※)に特定生産緑地の指定を受けていただく必要があります。 (※)指定を受けると、指定された時点からではなく、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する日から特定生産緑地に移行します。なお、生産緑地の指定から30年が経過すると特定生産緑地の指定を受けることができなくなります。
平成5年	12月6日	
平成6年~平成8年	—	本市では、平成6年~平成8年に指定された生産緑地はありません。
平成9年~	今回は対象外	指定後30年まで相当期間が残されているため、今回の受付対象外とします。受付開始時期等が決まりましたら、市等から別途ご案内します。

※生産緑地指定日は、市から郵送する「特定生産緑地申込みのお知らせ」をご確認いただくか、市へお問合せください。

### 都市農地の貸借がしやすくなります

平成30年に都市農地の貸借の円滑化に関する法律(以下、「都市農地貸借法」という。)が施行され、生産緑地の貸借が安心して行えるようになりました。

この制度を活用すれば、農業に意欲的な個人や企業、NPO法人が生産緑地の所有者と直接、賃借権又は使用貸借による権利の設定ができます。

また、これまでは相続税納税猶予を受けている生産緑地を賃借すれば納税猶予が打ち切られましたが、都市農地貸借法の適用を受ければ、納税猶予を受けたままで農地を貸すことができるようになりました。手続については、次のいずれかの方法があります。

#### 農地を借りて自ら耕作する場合

農地の借り手が、耕作の事業に関する計画(事業計画)を作成し、市長の認定を受ける必要があります。

#### 【事業計画の認定の基準】

- ・生産物の一定割合を地元直売所等で販売、都市住民に農作業を体験させる等、都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により耕作を行うこと

- ・周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないこと 等

#### 農地を借りて市民農園を開設する場合

市民農園の開設者が、農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で、農業委員会から特定都市農地貸付けの承認を受けることができます。

#### 【承認の基準】

- ・市民農園利用者当たりの貸付が10a未満で、5年を超えず、複数の者を対象とした貸付であること
- ・利用者は営利を目的としない農作物の栽培を行うこと 等

都市農地貸借法に基づく貸借については、農地法による契約の法定更新の適用がありません。契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せます。

詳しくは、農とみどり推進課 (TEL620・1622) までお問い合わせください。